

◆不適合とは、本来あるべき状態とは異なる状態、もしくは本来行うべき行為（判断）とは異なる行為（判断）を言います。法律等で報告が義務づけられているトラブルから、発電所の通常の点検で見つかる計器や照明の故障など、広い範囲の不具合事象が対象になります。

平成21年 3月19日に不適合管理委員会で審査された不適合事象は、下記のとおりです。

区分Ⅰ：該当なし

区分Ⅱ：該当なし

区分Ⅲ：1件

No.	号機等	不適合件名	グレード	備考
1	4号機	タービン建屋屋外において、協力企業作業員が大物搬入口の外扉に左足首を挟まれ負傷したことから、救急車にて病院へ搬送した。診察の結果、左足挫傷と診断された。今後、再発防止策を検討	A s	3月18日公表済 (PDF219KB)

その他：13件

No.	号機等	不適合件名	グレード	備考
1	1号機	保安電話（原子炉建屋1階北側二重扉内）用通信ケーブルに断線が認められたため、当該ケーブルを点検・修理	D	
2	1号機	予備変電所開閉装置用制御盤の断路器・しゃ断器・接地装置の開閉表示灯に点灯不良（両点）が認められたため、当該開閉表示回路を点検・修理	D	
3	2号機	燃料交換機の点検において、主ホイス駆動用電動機の軸受ケース内径寸法に判定値外れが認められたため、当該部を修理	D	
4	2号機	主タービングランド蒸気排風機(A)の出口弁に動作不良が認められたため、当該弁を点検・修理	D	
5	3号機	原子炉格納容器圧力抑制室真空破壊弁のケーブル端子台の点検において、絶縁抵抗値の低下（1箇所）及び端子台の一部に腐食（12箇所）が認められたため、当該部の電線及び端子台を交換	C	
6	3号機	1～4号機共用所内ボイラの蒸気流量記録計において、記録用紙切れにより7時間45分のデータが欠測したため、当該記録用紙を補充及び対応検討	C	
7	4号機	中央操作室換気空調系空調機のフィルタに詰まりが認められたため、当該フィルタを点検・清掃	対象外	
8	5号機	燃料プール冷却浄化系ろ過脱塩器制御電源トリップを示す警報の発生と同時に同系ポンプ（B）が自動停止したため、対応検討	C	
9	6号機	循環水系ポンプ（A）駆動用電動機の点検において、電源端子箱下部に腐食による穴が認められたため、当該部を修理	D	
10	6号機	主発電機冷却用水素ガスポンプB系の圧力調整弁出口弁グランド部に水素ガスのリーク（かに泡程度）が認められたため、当該部を点検・修理	D	
11	6号機	残留熱除去系B系の原子炉停止時冷却運転用注水弁のシートリークにより、燃料プール冷却浄化系スキマーサージタンクのレベルが低下し、同系ポンプ（B）が自動停止したため、対応検討	C	
12	集中環境施設	高温焼却炉設備前処理装置用廃棄物裁断機が可燃性廃棄物袋内に混入していた金属片の影響により自動停止したため、当該裁断機を点検・修理及び対応検討	D	
13	集中環境施設	廃液乾燥固化系溶解ポンプ（B）の軸受部より異音の発生が認められたため、当該部を点検・修理	D	

【凡例】

公表区分	事象の概要	主な具体例
区分Ⅰ	法律に基づく報告事象等の重要な事象	<ul style="list-style-type: none"> ・計画外の原子炉停止 ・発電所外への放射性物質の漏えい ・非常用炉心冷却系の作動 ・火災の発生 など
区分Ⅱ	運転保守管理上、重要な事象	<ul style="list-style-type: none"> ・以下のうち、法律に基づく報告事象に該当しない軽度な場合 <ul style="list-style-type: none"> * 安全上重要な機器等の機能に支障を及ぼすおそれのある故障 * 管理区域内の放射性物質の漏えいが継続している場合 など ・原子炉への異物の混入 など
区分Ⅲ	運転保守管理情報の内、信頼性を確保する観点からすみやかに詳細を公表する事象	<ul style="list-style-type: none"> ・計画外の原子炉または発電機出力の軽度な変化 ・原子炉の安全、運転に影響しない機器の故障 ・原子力発電設備に係わる機器に影響を及ぼす水の漏えい ・圧力抑制室等への異物の混入 ・原子力発電設備に係る業務における人の障害 など
その他	上記以外の不適合事象	<ul style="list-style-type: none"> ・日常小修理 など

<原子力発電所における不適合事象の是正管理>

原子力発電所では、設備の健全性を維持し、安全運転を継続するため、発電所設備の定期検査や運転中の巡視点検、定例試験、点検・修理等を行っております。その中で、「不適合」が発見された場合には、「不適合管理マニュアル」に基づき、必要な是正措置を講じることとしております。

* 「不適合の定義」（JEAG4101-2000より）

本来あるべき状態とは異なる状態、もしくは本来行うべき行為（判断）とは異なる行為（判断）

不適合管理グレード分け（不適合管理委員会にて決定）

- A s : 法令、安全協定に基づく報告事象
プラントの性能、安全性に重大な影響を与える事象
- A : 国、地方自治体等へ大きな影響を与える事象
定期検査工程へ大きな影響を与える事象
- B : 国の検査等で指摘を受けた不適合事象
運転監視の強化が必要な事象
- C : 品質保証の要求事項に対する軽微な不適合事象
- D : 通常のメンテナンス範囲内の事象
- 対象外 : 消耗品の交換等の事象

<注 意>

掲載内容に関するお問い合わせにつきましては、下記のお電話までお願いいたします。

電 話：0240-32-3432 福島第一原子力発電所・広報部・情報発信グループまで